

銚子市人事行政の運営等の状況の公表

市民の皆さんに市の人事行政の運営等を理解していただくため、平成17年3月に制定した「銚子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成18年度における市の職員の任免、給与、勤務時間や服務などの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況（平成18年度）

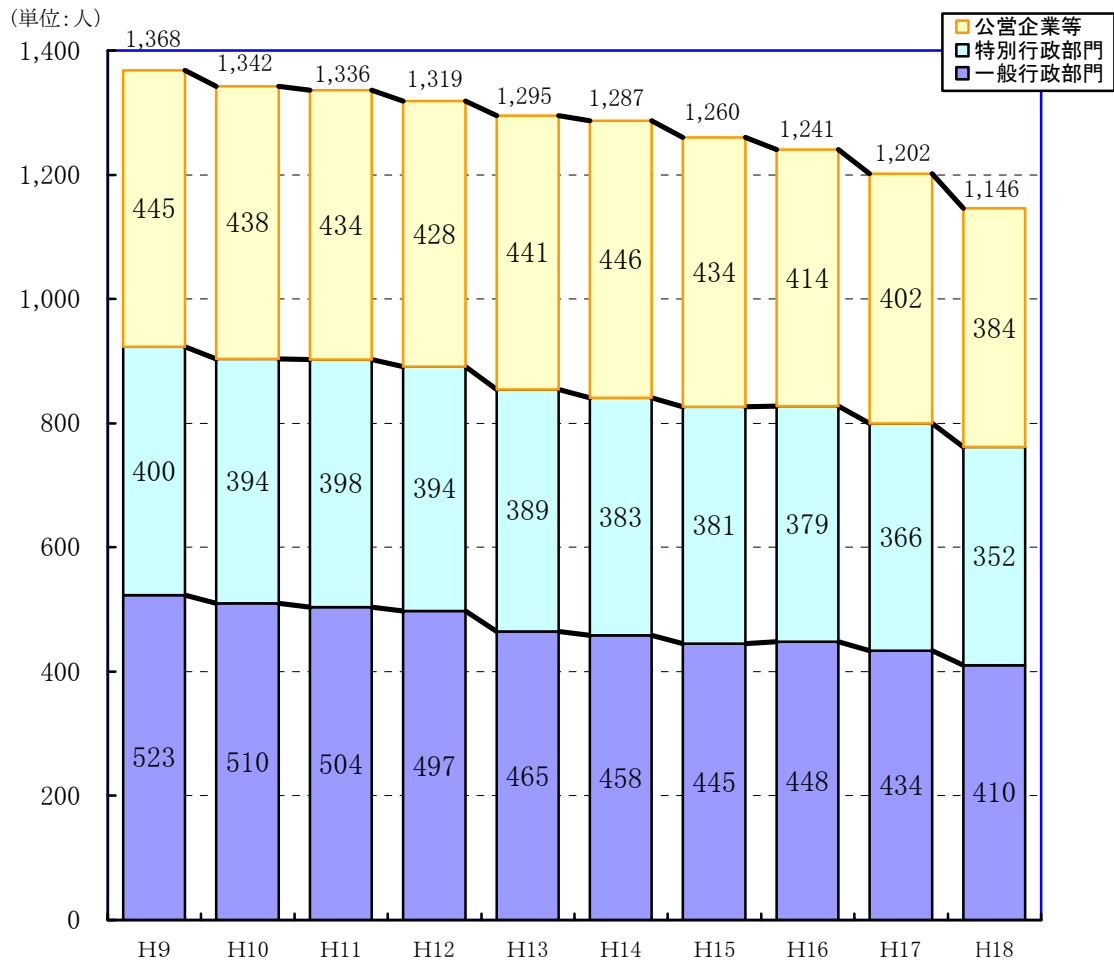
職 種	採用者数（人）			退職者数（人）			備 考
	競争試験	選考	合計	定年	定年以外	合計	
一般行政職	0	1	1	16	20	36	県との人事交流を含む
技能労務職	0	0	0	4	1	5	
指導主事	0	1	1	0	6	6	県教育委員会との異動を含む
消防職	0	0	0	2	2	4	
教育職	0	9	9	0	15	15	県立高校などとの異動を含む
病院医療職	2	10	12	3	59	62	
その他企業職	0	0	0	3	3	6	
合 計	2	21	23	28	106	134	
再任用職員	0	9	9	0	2	2	任期の更新、短時間勤務職員を含む
任期付職員	0	0	0	0	2	2	

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年の4月1日現在）

部門	区分	職員数（人）		対前年増減数	主な増減理由
		平成18年	平成17年		
一般行政部門	議 会	7	7	0	
	総務企画	114	123	△ 9	行政改革に基づく事務合理化による減
	税 務	33	34	△ 1	収納管理事務の見直しによる減
	民 生	112	122	△ 10	入所児童数の減少に伴う保育士の減など
	衛 生	57	59	△ 2	保健衛生事務の見直しなどによる減
	労 働	4	3	1	地域再生事務の拡充による増
	農 水	26	29	△ 3	漁政業務の見直しなどによる減
	商 工	9	9	0	
	土 木	48	48	0	
	小 計	410	434	△ 24	
特別行政部門	教 育	240	253	△ 13	幼稚園入園児童数減少に伴う教員数の減など
	消 防	112	113	△ 1	消防総務事務の見直しによる減
	小 計	352	366	△ 14	
公営企業等会計部門	病 院	284	293	△ 9	退職した職員の不補充による減
	水 道	49	53	△ 4	水道料金窓口業務の見直しなどによる減
	下 水 道	18	21	△ 3	下水道処理施設業務の見直しなどによる減
	そ の 他	33	35	△ 2	介護保険業務の見直しなどによる減
	小 計	384	402	△ 18	
合 計		1,146 [1,371]	1,202 [1,371]	△ 56 [-]	

(注) []内の数値は、銚子市職員の定数です。

(3) 過去10年間の職員数の推移



(4) 今後の取組み

定員管理にあたっては、平成18年3月に策定された「銚子市集中改革プラン」に基づき、定員管理の適正化を計画的に推進してまいります。

具体的には、平成17年度から5か年で職員数121人（10.1%）を削減し、平成22年4月1日の職員数を市全体で1,081人とすることを目標としています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

普通会計決算の状況

【単位：千円】

区 分	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A
平成18年度	21,843,733	478,148	7,139,146	32.7%
平成17年度	28,206,583	509,629	7,391,165	26.2%
増 減	△ 6,362,850	△ 31,481	△ 252,019	6.5%

(2) 職員給与費の状況

① 一般会計予算

【単位：人、千円】

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの 給 与 費 B/A
		給 料	職員手当	期末手当 ・ 勤勉手当	合 計 B	
平成19年度	(10) 753	3,268,256	497,848	1,351,778	5,117,882	6,797
平成18年度	(3) 782	3,422,227	496,617	1,420,847	5,339,691	6,828
増 減	(7) △ 29	△ 153,971	1,231	△ 69,069	△ 221,809	△ 31

(注) 1 職員数は、一般行政職、消防職、教育職等の総数です。()内は再任用短時間勤務職員数の外書きです。

2 職員手当には児童手当及び退職手当は含まれていません。

② 特別会計予算

【単位：人、千円】

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの 給 与 費 B/A
		給 料	職員手当	期末手当 ・ 勤勉手当	合 計 B	
平成19年度	(0) 56	246,496	32,917	102,879	382,292	6,827
平成18年度	(0) 57	260,138	38,576	111,154	409,868	7,191
増 減	(0) △ 1	△ 13,642	△ 5,659	△ 8,275	△ 27,576	△ 364

(注) 1 特別会計とは、特定の事業を特定の収入をもって行う会計で、銚子市の場合、国民健康保険事業、臨海地域土地造成事業、下水道事業、老人保健医療事業、介護保険事業、介護保険予防支援事業を特別会計で行っています。

2 職員数の()内は再任用短時間勤務職員数の外書きです。

3 職員手当には児童手当及び退職手当は含まれていません。

③ 企業会計予算

【単位：人、千円】

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの 給 与 費 B/A
		給 料	職員手当	期末手当 ・ 勤勉手当	合 計 B	
平成 19 年度	(9) 285	1,171,835	395,921	387,904	1,955,660	6,862
平成 18 年度	(3) 348	1,453,539	439,882	588,775	2,482,196	7,133
増 減	(6) △ 63	△ 281,704	△ 43,961	△ 200,871	△ 526,536	△ 271

- (注) 1 企業会計とは、特別会計に区分される会計の一部ですが、地方公共団体が経営する企業として特に区別されている会計のことで、銚子市には、水道事業と病院事業があります。
- 2 職員には、一般の職員のほかに、市立総合病院の医師や看護師なども含まれています。
- 3 職員数の（ ）内は再任用短時間勤務職員数の外書きです。
- 4 職員手当には児童手当及び退職手当は含まれていません。
- 5 病院事業については、平成 19 年度の看護師、医療技術者の期末・勤勉手当を臨時的に 50%カットを行っています。

職員の給与の状況については、昨年度から全国の市町村が同一の様式で公表を行っています。今年度は平成 20 年 3 月頃に公表を予定しています。詳細はその際に公表することになります。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
		始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
通常勤務職員	40時間	8:30	17:15	12:15～13:00	12:00～12:15	日曜日 及び 土曜日
					17:00～17:15	

(注) 1 消防職員など交替制等勤務職員の勤務時間は、4週間を通じ1週間について平均40時間です。

2 休息時間については、平成19年4月1日より廃止となっております。

(2) 休暇制度等について

給与	種 別	内 容	
有給	年次休暇	1年につき20日間（新規採用職員は採用月に応じて）付与 平成18年 平均取得日数10.7日、消化率27.2% （「勤務条件等に関する調査」平成19年報告数値）	
	療養休暇	傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。公務又は通勤上の傷病に該当する場合は、その療養に必要と認める期間、結核性疾患に該当する場合は1年、私傷病に該当する場合は120日与えることができる。	
	特別休暇	特別の事由により、勤務しないことが相当である場合の休暇	
		種 類	期 間 等
		感染症予防のための交通遮断	必要な期間
		災害による交通遮断	必要な期間
		災害による現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内で必要な期間
		交通機関の事故等	必要な時間
		官公署への出頭	必要な時間
		公民権の行使	必要な時間
		あらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要な期間 （リフレッシュ休暇） 勤続20年、30年 それぞれ15日
		妊娠中の職員の保健指導	妊娠23週までは4週に1回等必要な時間
		妊娠中の職員の通勤時母体保持	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要な時間
		妊娠中の職員の休息又は補食	必要な時間
		女性職員の出産	出産予定日以前8週間・出産の日後8週間
		女性職員の生理	2日を超えない範囲内で必要な期間
		忌 引	死亡した者と職員との関係により1～10日の期間内において必要な期間
		父母及び配偶者の祭日	慣習上最小限度必要な期間
		夏季休暇	7日
		職員の結婚	7日を超えない範囲内で必要な期間
		配偶者の出産	3日を超えない範囲内で必要な期間
		男性育児参加	5日
	生後1年に達しない子の育児	1日2回それぞれ45分又は1回90分の範囲内で必要な時間	
	子の看護	5日	
ドナー休暇	必要な期間		
ボランティア休暇	5日		
無給	介護休暇	配偶者・父母・子等が、負傷・疾病・老齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	
	組合休暇	任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事するため必要と認められる場合の休暇	
	育児休業	3歳未満の子を養育する職員に認められる休業（部分休業を含む）	

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況（平成18年度）

(単位：件)

処 分 事 由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	14	14
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			1	1
地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者					0
銚子市職員の分限に関する 手続及び効果に関する条例第5条 の規定により失職しなかった者					0
合 計		0	0	15	15

(2) 懲戒処分の状況（平成18年度）

(単位：件)

処 分 事 由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	1	1
職務上の義務に違反し、又は職務 を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	1	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	1	0	1
合 計		0	0	2	1	3

5 職員のサービスの状況

(1) 地方公務員法の規定による職務上の義務

○法令等および上司の職務上の命令に従う義務 ○信用失墜行為の禁止 ○秘密を守る義務
○職務に専念する義務 ○政治的行為等の制限 ○争議行為等の禁止 ○営利企業等の従事制限

(2) 営利企業等の従事許可の状況（平成18年度）

平成18年度中に営利企業等の従事許可はありませんでした。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成18年度）

① 任命権者が行う研修

区 分		研 修 内 容	実施回数	受講者数
一 般 研 修		政策形成研修 評定者研修 クレーム対応能力向上研修 セクシュアルハラスメント防止研修	4回	160人
特 別 研 修	専 門 研 修	メンタルヘルス研修	1回	29人
	教 養 研 修	「裁判員制度」研修 「e-ラーニングによる情報セキュリティ」 研修ほか	3回	18人
	そ の 他	男女共同参画研修 不当要求防止責任者特別研修 改正心肺蘇生法研修ほか	6回	246人
自 主 研 修		通信教育講座	1回	7人
派 遣 研 修	自 治 研 修 セ ン タ ー	課長研修ほか 8 課程	9回	10人
	市 町 村 ア カ デ ミ ー	三位一体改革と税財政ほか 7 課程	5回	5人
	東 総 地 区 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合	初級職員研修ほか 6 課程	7回	70人
	そ の 他	自治大学校、自治体国際化協会、地域総合 整備財団派遣研修ほか	14回	29人

② 各所属で実施した専門研修

区 分	実施回数	受講者数
研修会等派遣研修	551 回	706 人
職 場 内 研 修	230 回	3,160 人

(2) 勤務評定の概要

評定の目的	職員の執務について統一的に勤務実績の評定を行って、人事上の公正な基礎資料とし、これを職員の能力育成の有効な指針とするとともに、能力に応じた適正な人員配置を行うことにより職員の勤労意欲の増進を促し、ひいては公務能率の向上を図ることを目的としています。
評定の方法	5段階絶対評価により年2回行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法第42条で「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と定められています。

ここでいう「保健」とは、定期健康診断など職員の健康管理を、「元気回復」とは、いわゆるレクリエーションで運動会やサークル活動に対する補助等を、「その他厚生に関する事項」とは、職員互助会への補助等をいいます。職員互助会は、職員の互助組織であって、その運営は、職員の掛金と団体からの補助金で行われるのが一般的とされています。

(1) 健康管理などに関する状況（平成18年度）

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者、衛生管理者等の選任及び安全衛生委員会の運営を行っています。

さらに、事業者の責任として、職員の健康管理状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病健康診断、特殊健康診断及び採用時健康診断を実施しています。

【市事業】

区 分	事 業 名	内 容	対 象 者
健 康 管 理 事 業	定 期 健 康 診 断	胸部X線検査、尿検査、血液検査等	全 員
	特 殊 健 康 診 断	尿検査、血液検査等	該 当 者
	予 防 接 種	破傷風、B型肝炎	該 当 者
	そ の 他	メンタルヘルス研修等	希 望 者

【共済組合事業】

区 分	事 業 名	内 容	対 象 者
給 付 事 業	保 健 給 付	療養の給付等	該 当 者
	休 業 給 付	育児休業手当金等	該 当 者
	災 害 給 付	災害見舞金等	該 当 者
	附 加 給 付	家族療養費附加金等	該 当 者
保 健 事 業	生 活 習 慣 病 予 防 検 査	胸部X線検査、尿検査、血液検査等	35歳以上職員
	人 間 ド ッ ク	短期、脳、併用ドック	35歳以上職員
	婦 人 科 検 診	子宮ガン検診	35歳以上女子職員
	助 成 金 等	契約施設利用助成等	希 望 者
	そ の 他	メンタルヘルス相談等	希 望 者

(2) 職員互助会

職員の互助組織として、組合員（職員）の掛金と市からの助成金で運営する銚子市役所職員厚生組合を組織して福利厚生事業を実施しています。

銚子市役所職員厚生組合の事業概要（平成18年度）

【共済給付事業】

○結婚祝金 ○出産祝金 ○傷病見舞金 ○入学祝金 ○永年勤続者祝金など

【福利厚生事業】

○保健、保養及びレクリエーションに関する事業など

《職員掛金 月600円 市公費負担（職員一人当たり） 月200円》

(3) 公務災害補償制度

公務災害認定件数

(平成18年度)

区 分	認定件数
市長事務部局	4件
消 防	0件
教 育 委 員 会	3件
水 道 事 業	0件
病 院 事 業	8件
計	15件

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

《制度の概要》

職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局に適切な措置がとられるべきことを要求することができる制度です。

※ 平成18年度中に職員から公平委員会に対する「勤務条件に関する措置要求」、「不利益処分についての不服申立て」はありませんでした。